

【第1回会津若松市特別職報酬等審議会要旨（R6.10.8）】

※発言は、要旨のみを記載しています。

発 言 者	発 言 内 容
事務局	それでは只今より第1回目の特別職報酬等審議会を開催いたします。 開催にあたり、会長より一言ご挨拶を頂きたいと存じます。
会 長	（会長あいさつ）
事務局	それでは、会長、審議の進行の方をよろしくお願いいたします。
会 長	それでは、これより審議会を開催いたします。なお、審議会条例による定足数の過半数の委員の出席を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 本日の審議会の進め方についてですが、始めに、「審議会の公開・非公開について」確認をしておきたいと思います。 次に、この「審議会の役割」「今後の進め方」「審議資料」について事務局より説明申し上げます。 その後、質疑があればお伺いし、最後にその他として、「次回の日程について」お話いたしまして、本日は終了したいと考えておりますがいかがでしょうか。 （異議なしの声あり） それでは審議事項に入る前に、「本日の審議会の公開・非公開について」確認をしておきたいと思います。事務局に「審議会の公開・非公開について」の考え方の説明を求めます。
事務局	（「審議会の公開・非公開」について説明）
会 長	審議会の公開及び非公開、議事録の公開・非公開について、事務局からご説明いただきました。委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思います。
A	前は名前を伏せて議事録を公開し会議は非公開ということだったが、自分としては原則公開で全く支障がないと思います。
事務局	参考まで会議を公開とした場合、報道の取材が入り新聞記事等になる可能性があることを申し添えます。

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
C	公開の場合一般市民の傍聴は。
事務局	マスコミの取材が可能であるのと同様に可能となります。
G	他市の取り扱いはどうでしょうか。
事務局	他市の状況を確認していないが、非公開とすることが多いと認識しています。
G	デリケートな問題を含むため、公開とするのは難しいと思うのですが。
I	隠し立てするつもりはないが、自由闊達な議論が行えるよう、前回同様会議を非公開としたほうが良いと思います。
B	前回同様でいいと思います。
D	傍聴等を含め公開するほうが良いと思います。
会 長	(事務局に対し)公開/非公開について議事録と会議を分けて考えて良いですか。会議を非公開で議事録を公開ということはありでしょうか。
事務局	問題ありません。会議録については氏名の公開/非公開の取扱いも決めていただければと思います。
会 長	一般の市民とすればなるべく情報は公開されたほうが良いと思うが、会議録を公開すれば一般市民が会議のやり取りを知ることができるので、会議録を公開し、皆様が委縮せず意見いただけるよう会議は非公開とするのがよいと個人的には思いますがいかがでしょうか。
E	会長の意見に同意します。会議は非公開で、議事録はあとから公開されますので。自分自身、一般の方や報道がいる中で自由に発言をすることに不慣れです。
D	議事録がきちんと公開されれば、それで十分だと思います。
会 長	議事録の公開は情報公開請求により公開するやり方のみののでしょうか。請求がなくても氏名を伏せて市のサイトに公開するといったことは可能ですか。

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
事務局	前回の決定事項では情報公開請求があった場合には議事録を出すこととしましたが、市ホームページ（以下、市 HP）に当審議会のサイトがありますので、皆様に同意いただければ公開したいと考えています。その場合は議事録を委員の皆様を確認いただいた後にアップするようにしたいと思います。
会 長	市民に情報をきちんと公開することについて同意されている方が多いようですので、会議録に関しては氏名を伏せて公開するということでご異議ありませんでしょうか。これは情報公開請求についても判断が必要でしょうか。公開するということがよろしいでしょうか。
事務局	情報公開請求の取扱については、今回は条例に基づいて対応したという経過がありました。議事録については氏名を伏せて公開する、公開の手続きについては条例の手続きを踏んでやるのではなく、情報提供として市 HP にアクセスすれば見ることができる状況のほうが良いという皆さんのご意見であれば、事務局でそれが可能か改めて確認し、整理したうえで次回提案させていただきたいと考えますがいかがでしょうか。
会 長	委員の皆様よろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
会 長	では、審議会のそのものについては闊達な議論がしやすいということで、非公開という形でよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
会 長	議事録については次回ということで進めてまいります。 それでは、次に「①審議会の役割」と「②今後の進め方」の2件について、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	（「①審議会の役割」「②今後の進め方」について説明）
会 長	ただ今の事務局からの説明につきまして、何か疑問点・不明な点がありましたら、ご質問いただきたいと思います。
I	前回の答申で中間的な時期に開催できなかった理由について述べられていましたが、当時委員として参加した者としての要望ですが、結果として理由があつて

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
	審議会の開催を見送りますという委員への報告がなかった。あるべきかと思うので、今後同様の状況となった際は報告をお願いしたいと思いました。
事務局	只今のご意見につきましては、しっかり受け止めて対応したいと思います。
G	委嘱状に任期の記載がない。普通は記載されていると思うが。
事務局	資料 P.15 をご覧ください。報酬等審議会の条例第3条の2項にございますように、当審議会におきましては委員の任期は答申するまでの期間となっておりますので、本日諮問させていただいてから答申するまでの期間ということでご理解いただきたく思います。
会 長	委員の任期ということで考えると数年後は委員の委嘱が切れているので、先ほどの会議を開けなかった場合の報告に関して意見を反映させるとすると、委員向けに会議を開けなかったことを報告するよりも、市民向けに市 HP 等で答申の内容はこうだったけれどもこういう事情で開催を延期しましたと報告するほうが良いのではないのでしょうか。
事務局①	会長のご意見のような報告の仕方はあると思いますので、対応していきたいと思います。
事務局②	毎年審議会を開催するかどうかを検討しておりますが、その結果を適切にお伝えできなかったことを申し訳なく思っております。他方で、政策が決定したものについては市として毎年行政評価を公表しており、次年度の審議会を検討したが見送ることになった経過と結果について、非常にわかりづらく、また、これで適切に報告したとは考えておりませんが、令和3、4、5年度に行政評価に示し市 HP に公表しております。内部的な手続き、経過と結果の公表という最小限のことは行っていましたが、うまく対応できなかったと認識しております。今後は十分気を付けて対応したいと考えておりますので、改めてご協力いただきたいと思います。
会 長	発信する情報がたくさんあるので的確に伝えるのは難しいと思いますが、よろしく願います。 その他いかがでしょうか。
G	審議会のスケジュールですが、3回目以降の日時は決定ということでしょうか。

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
事務局	皆様のご都合がありますので改めて確認のうえ決定します。現時点では事務局案としてご理解いただき、この日程でご都合のつかない方が多い場合は別日を設定したいと考えております。
会 長	日程に関しては本日最後に改めて確認させていただきます。
E	P. 3（2）四角囲み中②にある均衡の原則について、これは数値として示されているのでしょうか。他との比較に関して、どこからどこまでの差なら良いといった幅はあるのですか。
事務局	上限・下限について具体的な設定はありませんので、人口規模や産業構造が近い類似団体の数値を示し比較しながら本市の妥当な額を進めてい た だきたいと考えているところです。
B	これまではコロナといった特別な事情で審議会の開催が見送られてきたということだと思いますが、今回改めて開催されるということは、類似団体でも開催されていると解釈してよろしいのでしょうか。
事務局①	類似団体の情報収集をする中で、コロナ禍中の動きは鈍かったと感じていますが、コロナ禍が落ち着いた中で本市にも他市からの問い合わせが複数あり、肌感覚ではありますが他の自治体も動き出していると感じているところです。
事務局②	本市の場合、平成 24 年度から 4 年ごとに定期的に行うことが前提としてあり、前回は令和 2 年度だったため今年度が 4 年後であります。適正なサイクルではありますが、コロナ禍が継続し（中間的な時期の開催が）難しい状況だったため来年に延期ということを繰り返し、結果として 4 年経ってしまったという経過です。他の自治体については、定期開催や何かなければやらない、毎年やるとまちまちです。毎年開催しているところは、皆さんにお示しした資料の通り見直しではなく確認や報告、情報共有を行っているものです。本市は 4 年に 1 度、見直しを前提に開催し、必要があれば改定するというやり方をしています。事務局の説明にあったようにコロナ禍は動きづらい状況にあったのかなということで、各市のルールに基づき開催されているものです。
D	自治体ごとのやり方で構わないということですね。
事務局②	おっしゃる通りです。見直す場合は市長や議会といった内部の者だけで決めることのないよう設置するのが審議会の趣旨になります。過去に全国で報酬をお手

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
	盛りの的に上げる動きがあったことから、自治省の指導により市民が参画した審議会による客観的な議論を経て決定するようになったという歴史があります。
C	P. 5にある上下水道管理者、常勤監査委員の任期は？
事務局	上下水道管理者、常勤監査員の任期は4年で改選があります。
会 長	その他いかがでしょうか。不明な点があれば、後日事務局や次回会議でご意見いただければと思いますので先に進めます。 それでは、次に「③審議資料について」説明をお願いします。
事務局	(「審議資料1 P. 5以降」について説明)
会 長	ただいま事務局より「審議資料1」の説明がありましたが、何か疑問な点、不明な点等ありましたらご質問をお願いいたします。
H	寒冷地手当ですが、一般的な企業では北海道と違いあまり会津では聞かないんですね。これについて今まで市民から何か意見はありませんでしたか。
事務局	寒冷地手当については、市民の代表である議員から議会の場で定期的にどういった手当なのか質問がある内容です。これは国（国家公務員）の給与中にある手当のひとつで、区域分けにより福島県であれば会津地方を中心に限定して支給されています。県（県職員）についても同様であり、本市は県の水準に合わせ支給しております。基準区域は市独自ではなく国を参考としているため、今後見直しがあればそれに準じて検討するようになります。
G	資料P. 9ですが、人勤に比べ本市特別職ははるかに下回る改定率となっており、囲み線の中に「給与表の抜本的な見直し」とあるが、これは国から特別な指示があったのですか。
事務局	(資料P. 8、9について説明) 特別職の改定率は審議会の都度決定し次回の審議会まで継続しています。一方で一般職員も当てはまる国・県の人事院勧告等ですが、H17、18頃は国の給与構造改革があり地方においても抜本的な改革を求められたものであり、一般職員については景気動向や社会情勢に応じ国・県の動向踏まえ給与額を下げたものです。一般職員は人事院勧告の度に随時給与の見直しを行っていますが、特別職については審議会の答申を踏まえ改定率を適用し、次回答申まで改定率を継続している

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
	ものです。 (特別職が) 人勧より大幅な減額率なのは… 事務局 P. 8 下の「改定の考え方」にありますように、人勧は示しながらも当時の重視事項をもとに審議会で決められたもので、一般職員より大幅な減額率となっているのは審議会での議論を尊重したことの現れとなっています。 会 長 よろしいでしょうか。次に「審議資料 2」についての説明をお願いします。 事務局 (「審議資料 2」について説明) 会 長 ただ今事務局より説明のあった「審議資料 2」について疑問や不明な点がありましたらご質問をお願いします。 C 人口ですが、P. 8 と P. 12 の数が違っているのは誤りですか。 事務局 どちらかが誤りなので、確認し後からご説明いたします。失礼いたしました。 J P. 1 の職別給料月額比較中で、類似団体 59 団体中、常勤監査委員は 3 団体、企業管理者は 16 団体ということは、他自治体ではこの職が常勤ではなく非常勤である、またはそもそもその職がないものと思いますが、会津若松市においてこの二つがどういう役割をもっているのかわからないと比較が困難と思いますが。 事務局 それぞれの職務について、具体的にどのような仕事をしているかという説明もあったほうが良いという受け止めでよろしいでしょうか。 J 私は全くどんな仕事をしているのかイメージが湧きませんが… 事務局 B どのような仕事をしているのか次回までに資料を用意させていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。 J はい、今すぐでなくていいです。 事務局 今この場でお知らせできる部分として、企業管理者については本市の場合、地方公営企業法に基づき上下水道事業管理者という職を置き上水道、下水道を営営しています。管理者を置くことはこの法で決められていますので、つまり地方公

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
	営企業法に基づき企業管理者を置いている市町村は 16 団体で、他は別の方法で上下水道を運営しているということです。 一方で常勤監査委員は、地方自治法により監査委員を置くことが定められており、本市は監査を行うにあたり、法に規定されていない「常勤」の監査委員を置く必要があるという考えのもと設置しております。県内では 13 市中 4 市、類似団体では 59 団体中 3 団体が「常勤」監査委員を設置しているということです。なぜ置いているのかまではこの場でご説明できませんが、この考えのもと設置しているものです。前回は特別職の仕事について質問がありましたので、次回、参考として他の職についても簡単な資料を用意させていただきたいと思います。
会 長	よろしくお願いします。他はいかがでしょうか。
A	類似団体と比較して会津若松市の報酬は低いと認識しています。私は前回コロナ禍の社会情勢を鑑みて下げるべきと主張しましたが、結果据え置きとなった経緯があるため、上げたいのか下げたいのか総務部としての方向性をざっくりばらんに示してもらえれば、今後の会議がやりやすいと思いますがどうでしょう。
事務局	正直に申し上げますが総務部としての方向性はありません。類似団体や県内 13 市との比較、過去との比較を重視していますので、ひとつの考え方として、例えば類似団体と比較して客観的に低ければ上げるという方向性になると考えられます。
A	経済団体として言わせていただくと、類似団体や過去との比較より、財務状況に合わせた報酬とする必要があると思います。会津若松市がどういう状況にあるのか財務状況を把握したうえで決めるべきだと思いますので質問させていただきました。
事務局	資料 1 の P. 2、3 にある「(1) 特別職の職員の給与について」の P. 3 別記の部分に財務状況という記載はないものの、(類似団体と比較といった) 直接参照するデータと、審議資料 3 に示した地域の状況を踏まえたデータを見ていただいて様々な議論をお願いしたいと思っています。なお観光客数や市税収入といった本市の状況を示すデータを見やすくして次回以降用意したいと思っています。直接参照するデータと、地域の実感を踏まえたデータ、大きく分けると 2 つのデータがあると思う。上げるべき、下げるべきというのはないが、色々な要素はあるのではないかと思う。
A	本格的には次回からと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
会 長	その他よろしいでしょうか。それでは次に、「審議資料3」についての説明をお願いします。
事務局	(「審議資料3」について説明)
会 長	ただ今事務局より、「審議資料3」の説明がありましたが、質問ありましたらお願いいたします。
C	P.9の財政状況の中にある令和6年度の市債69億円について、他の年度に比べて大分多いですがどういう理由でこのような数になっているのですか。
事務局	まず市債は市で借金をして入ってくる金額ですので歳入となり、企業でいうと収益となります。現在新庁舎を建設中ですので、有利な地方債で借入れをしており、その分とご理解いただければと思います。 他はいかがでしょうか。
会 長	なければ、事務局より提示のあった資料の説明が終わりましたけれども、報酬額等が適正な水準にあるのかどうかなどの具体的な内容につきましては、次回ご審議いただくようになります。そのために用意してほしい資料等があれば伺っておきたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なし) それでは後でほしい資料や気づいたことがありましたら、事務局に知らせていただければと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	では次の「その他」に移りたいと思います。 「その他」として「次回の日程について」ですが、始めに「今後の進め方」で説明がありましたけれども、次回の第2回は10月28日月曜日の15時から同じこの場所で、ご出席をお願いしたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょう。ご都合の悪い方は挙手をしていただいてよろしいでしょうか。 (挙手なし)
会 長	皆様ご出席いただけるということですので、事務局案の通り10月28日月曜日の15時から第2回の審議会をこの場所で開催したいと思います。委員の皆様

【公開】

発 言 者	発 言 内 容
事務局	は、改めて事務局より文書で通知を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。3回目以降の日程について確認しなくてもよろしいですか。 資料1のP.4をご覧ください。第2回は市長等の特別職の報酬を本格的にご協議いただきたいと思います。第3回は議会の活動内容について議長、副議長をお呼びしてお話を聞くことを想定しておりましたので、議会側と調整して11/14をお示ししたのですが、この場で出欠可能か分らないと思います。第2回の通知に合わせて3回目以降の出欠について確認させていただきたいと思いますので、本日は持ち帰っていただいてご都合を確認いただきたいと思います。
会 長	3回目以降の日程については事務局から説明がありましたとおり進めさせていただきます。 それでは、その他ということで皆様から何かありますでしょうか。 (発言なし)
会 長	なければ、本日の審議はこれをもちまして終了いたしたいと存じます。 ありがとうございました。
事務局	長時間にわたりありがとうございました。 以上をもちまして、第1回特別職報酬等審議会を閉会といたします。ありがとうございました。 (閉会)